

国内スポーツカレンダー登録規定の一部改正

※下線部分：変更箇所

改正後	現行規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 登録の方法</p> <p>1. J A F 公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、J A F 本部に提出しなければならない。</p> <p>(登録申請締切日)</p> <p>1) すべての国際選手権競技……………前年の1月15日まで</p> <p>2) すべての国際競技……………前年の6月30日まで</p> <p>3) J A F が制定した選手権競技</p> <p>(1) 全日本レース選手権……………前年の9月15日まで</p> <p><u>(2) 地方レース選手権……………前年の10月15日まで</u></p> <p><u>(3) 全日本ラリー選手権……………前年の8月20日まで</u></p> <p><u>(4) 地方ラリー選手権……………前年の9月30日まで</u></p> <p><u>(5) 全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権…</u> 前年の7月15日まで</p> <p><u>(6) 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権 …</u> 前年の9月15日まで</p> <p><u>(7) 地方サーキットトライアル選手権……………前年の10月15日まで</u></p> <p>4) 前項3) 以外の国内競技以下の競技</p> <p>(1) レース……………前年の10月15日まで</p> <p>(2) ラリー……………前年の10月31日まで</p> <p>(3) スピード競技……………前年の10月31日まで</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 登録の方法</p> <p>1. J A F 公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、J A F 本部に提出しなければならない。</p> <p>(登録申請締切日)</p> <p>1) すべての国際選手権競技……………前年の1月15日まで</p> <p>2) すべての国際競技……………前年の6月30日まで</p> <p>3) J A F が制定した選手権競技</p> <p>(1) 全日本および地方レース選手権……………前年の9月15日まで</p> <p><u>(2) 全日本ラリー選手権……………前年の8月20日まで</u></p> <p><u>(3) 地方ラリー選手権……………前年の9月30日まで</u></p> <p><u>(4) 全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権…</u> 前年の7月15日まで</p> <p><u>(5) 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権 …</u> 前年の9月15日まで</p> <p><u>(6) 地方サーキットトライアル選手権……………前年の9月15日まで</u></p> <p>4) 前項3) 以外の国内競技以下の競技</p> <p>(1) レース……………前年の10月15日まで</p> <p>(2) ラリー……………前年の10月31日まで</p> <p>(3) スピード競技……………前年の10月31日まで</p>

2. (略)

3. (略)

第3条～第6条 (略)

第7条 本規定の施行

本規定は、2024年4月1日より施行する。

以上

2. (略)

3. (略)

第3条～第6条 (略)

第7条 本規定の施行

本規定は、2023年8月1日より施行する。

以上